

兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	10
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	25
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	28

公布された法令のあらまし

●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第28号）

平成28年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、課及び室の組織改正

ア 企画県民部（第2章第1節関係）

- (イ) 企画県民部に青少年課を設置する。
- (ロ) 課及び班の再編その他規定の整備を行う。

イ 健康福祉部（第2章第2節関係）

- (イ) 健康福祉部子ども局青少年課を企画県民部へ移管する。
- (ロ) 班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 農政環境部（第2章第4節関係）

- (イ) 農政環境部に鳥獣対策課を設置する。
- (ロ) 班の再編その他規定の整備を行う。

エ 県土整備部（第2章第5節関係）及び出納局（第2章第6節関係） 規定の整備を行う。

(2) 附属機関の改正（第3章関係）

ア 行政不服審査会を設置する。

イ その他規定の整備を行う。

(3) 地方機関の組織改正（第4章第1節の4関係）

ア 西播磨県民局光都土木事務所河川復興室を廃止する。

イ 課の再編その他規定の整備を行う。

(4) 職制の改正（第6章関係）

ア 本庁の組織に設置することがある職に計画監等を追加するとともに、知事公室長等を廃止する。

イ その他規定の整備を行う。

(5) 臨時に置く組織及び職の改正（附則関係）

規定の整備を行う。

(6) その他

規程の整備を行う。

2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の 主要な職員に関する規則の一部改正

病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第28号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項の表男女家庭課の項及び消費生活課の項を削り、同表県民生活課の項中「ふれあい推進班」を「NPO・ボランティア活動支援班 ふるさと交流班 生涯学習班」に改め、同項の次に次のように加える。

消費生活課	消費政策班
-------	-------

第5条の2第1項の表地域安全課の項の次に次のように加える。

男女家庭課	男女共同参画班 家庭応援班
青少年課	青少年育成班 青少年指導班

第5条の2第1項の表文書課の項を削り、同条第2項の表管理局の款管財課の項の次に次のように加える。

文書課	文書管理班 法務班 公益・宗教法人班
-----	--------------------

第5条の2第2項の表管理局の款大学課の項中「大学振興班」を「大学振興班 連携教育推進班」に改め、同条第3項の表県民生活課の款及び文書課の款を削り、同表財政課の款の次に次のように加える。

文書課	県民情報センター	県民情報班
-----	----------	-------

第5条の5を第5条の9の2とし、第5条の4の2を第5条の5とする。

第5条の6を第5条の8の2とする。

第5条の6の2中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 兵庫県強靱化計画に関すること。

第5条の6の2を第5条の6とする。

第5条の8第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第8号及び第9号を次のように改める。

(8) こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(9) こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する行政の総合調整に関すること。

第5条の8第1項第13号中「及び次項各号」を削り、同号を同項第16号とし、同項第12号を同項第15号とし、同項第11号を同項第14号とし、同項第10号中「県立嬉野台生涯教育センター」を「県立但馬文教府、県立文化会館、県立生活創造センター及び県立嬉野台生涯教育センター」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号の次に次の3号を加える。

(10) 県民ボランティア活動に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(11) 県民ボランティア活動に関する行政の総合調整に関すること。

(12) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の施行に関すること。

第5条の8第2項を削る。

第6条の5第1項中「及び第3項」を削り、同項第12号を同項第17号とし、同項第11号の次に次の5号を加える。

(12) 公益社団法人又は公益財団法人の認定及び監督に関すること。

(13) 一般社団法人又は一般財団法人(民法(明治29年法律第89号)の規定により社団法人又は財団法人と

して設立された法人に限る。)の監督に関すること。

(14) 認可特定保険業者の監督に関すること。

(15) 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条の規定による公益信託に係る許可及び一般的指導監督に関すること。

(16) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)の施行に関すること。

第6条の5第1項に次の1号を加える。

(18) 公益認定等委員会及び行政不服審査会に関すること。

第6条の5第3項を削り、同条を第14条の2とする。

第12条中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の退職管理に関すること。

第21条第1項の表社会福祉局の款医療保険課の項中「国民健康保険班」を「国民健康保険班 国民健康保険制度移行班」に改め、同表子ども局の款青少年課の項を削り、同表健康局の款生活衛生課の項中「環境衛生班」を「環境衛生班 水道班」に改める。

第28条第1項第6号中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第32条第5号中「児童福祉法」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に改め、同条を第5条の9の3とし、第33条を次のように改める。

第32条及び第33条 削除

第47条第1項の表農林水産局の款林務課の項中「木材利用班」を「木材利用班 森林大学校開設班」に改め、同表環境創造局の款自然環境課の項中「自然環境保全班 野生鳥獣班」を「自然環境保全班」に改め、同項の次に次のように加える。

鳥獣対策課	鳥獣保護管理班 被害対策班
-------	---------------

第48条の2第1項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「次世代施設園芸モデル団地の整備及び」を「農林水産業の6次産業化の」に改め、同号を同項第9号とし、同項第3号から7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 都市農業の推進に関すること(総合調整に関するものに限る。)

第48条の2第2項第12号中「関すること」の右に「(総合調整に関するものを除く。)」を加える。

第49条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第50条第15号中「自然環境課」を「鳥獣対策課」に改める。

第51条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第2号中「保全等」を「保全」に改め、「(技術に関するものに限る。)」を削る。

第52条第12号を同条第14号とし、同条第11号を同条第13号とし、同条第10号中「自然環境課」を「鳥獣対策課」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 次世代施設園芸団地の推進に関すること。

第52条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農産物検査法(昭和26年法律第144号)の施行に関すること。

第54条第18号を削り、同条第17号を同条第18号とし、同条第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 県立森林高等学校の開設に関すること。

第54条第19号中「公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金」を「公益社団法人兵庫みどり公社及び公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金」に改める。

第56条の4第8号から第12号までを削り、同条の次に次の1条を加える。

(鳥獣対策課の事務)

第56条の4の2 鳥獣対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 森林及び野生動物の保護及び管理に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行に関すること。

(3) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)の施行に関すること。

- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること（動物愛護週間に関するものに限る。）。
- (5) 森林動物研究センターに関すること。

第57条第1項の表土木局の款道路街路課の項中「国道班」を「国道・橋梁^{りょう}班」に改め、同款河川整備課の項中「治水班 防災班」を「企画整備班 維持防災班」に改める。

第65条の5中第22号を第23号とし、第4号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関すること。

第67条第1項の表会計課の項中「総務・企画班」を「総務・システム班」に改める。

第71条の表中

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部男女家庭課
長期ビジョン審議会	県長期ビジョンの策定に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部ビジョン課

を

長期ビジョン審議会	県長期ビジョンの策定に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部ビジョン課
-----------	-------------------------------	------------

に、

交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する事項の審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する関係機関との連絡調整に関する事務	企画県民部地域安全課交通安全室
----------	--	-----------------

を

交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する事項の審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する関係機関との連絡調整に関する事務	企画県民部地域安全課交通安全室
男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部男女家庭課
青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な	企画県民部青少年課

	育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	
--	---	--

に、

科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部科学振興課
情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事務に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部文書課県民情報センター
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画県民部文書課公益法人室

を

科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部科学振興課
--------	----------------------------	------------

に、

公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年兵庫県条例第42号）による議会の議長、知事及びその他の任命権者の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定についての調査審議に関する事務	企画県民部管理局職員課
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による議会の議長、知事及びその他の任命権者の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他の補償の実施についての不服の審査に関する事務	

を

公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年兵庫県条例第42号）による議会の議長、知事及びその他の任命権者の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定についての調査審議に関する事務	企画県民部管理局職員課
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による議会の議長、知事及びその他の任命権者の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他の補償の実施につ	企画県民部管理局職員課

	いての不服の審査に関する事務	
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画県民部管理局文書課
行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求に係る事項の調査審議に関する事務	企画県民部管理局文書課
情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事務に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部管理局文書課県民情報センター

に、
「

認定子ども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による幼保連携型認定子ども園の設置の認可等についての審議に関する事務	健康福祉部子ども局 子ども政策課
青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部子ども局 青少年課

を
「

認定子ども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による幼保連携型認定子ども園の設置の認可等についての審議に関する事務	健康福祉部子ども局 子ども政策課
-----------	--	---------------------

に、
「

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限の通知、入院の勧告及び入院の期間の延長及び結核患者の医療の費用の負担の申請に関し必要な事項の審議に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課

を
「

--	--	--

小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法による小児慢性特定疾病に係る小児慢性特定疾病医療費の支給の認定に関する審査に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 3 項の規定による就業制限の通知、入院の勧告及び入院の期間の延長及び結核患者の医療の費用の負担の申請に関し必要な事項の審議に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課
指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による指定難病に係る特定医療費の支給の認定に関する審査に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課

に改める。

第75条の表北播磨県民局の款県民交流室の項中「県民課」を「県民交流課」に改め、同表中播磨県民センターの款県民交流室の項中「県民課」を「県民課 産業観光課」に改める。

第78条第3項第9号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 鳴門海峡の渦潮を生かした地域の活性化に関すること。

第86条の表加東健康福祉事務所の項中「監査指導課 福祉課」を「監査・福祉課」に改める。

第87条の8の表神戸農林振興事務所の項中「林業課」を「森林課」に改め、同表阪神農林振興事務所の項中「里山・林業課」を「里山・森林課」に改め、同表加古川農林水産振興事務所の項中「林業課」を「森林課」に改め、同表姫路農林水産振興事務所の項中「森林林業課 治山課」を「森林課」に改め、同表光都農林振興事務所の項中「森林林業課 治山課」を「森林第1課 森林第2課」に改め、同表豊岡農林水産振興事務所の項中「森林林業課 治山課」を「森林課」に改め、同表朝来農林振興事務所の項中「森林林業課 治山課 山地地すべり対策課」を「森林第1課 森林第2課」に改め、同表丹波農林振興事務所の項中「森林林業課 治山課」を「森林課」に改める。

第87条の10第4項の表龍野農業改良普及センターの項及び朝来農業改良普及センターの項中「地域課 経営課」を「地域・経営課」に改める。

第87条の11第6項の表神戸土地改良センターの項、姫路土地改良センターの項及び朝来土地改良センターの項中「農村計画課 整備課」を「農村整備課」に改める。

第87条の16第1項の表光都土木事務所の項中「港湾課」を「港湾課 復興事業課」に改め、同表新温泉土木事務所の項中「用地第1課 用地第2課」を「用地課」に改め、同表丹波土木事務所の項中「復興事業課 まちづくり建築課」を「まちづくり建築課」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 丹波土木事務所に、第1項に規定する課のほか、災害復興事業等を分掌させるため、復興事業室を置き、同室に復興事業課を置く。

第128条の3第3号中「食品衛生検査施設」を「感染症検査施設及び食品衛生検査施設」に改める。

第378条の表理事（地域創生担当）の項中「理事（地域創生担当）」を「理事（地域創生・女性担当）」に、「地域創生に」を「地域創生及び女性活躍に」に改め、同表知事公室長の項を削り、同表政策創生部長の項中「及び地域創生の推進」を「、地域創生、男女共同参画及び青少年育成の推進」に改め、同表副防災監の項を削り、同表県参事の項の次に次のように加える。

計画監	企画県民部	政策創生部長の職務（計画の策定及び推進に関する職務に限る。）を補佐する。
知事室長	企画県民部	秘書、広報及び芸術文化に関する事務を担当する。

第378条の表女性生活局長の項を削り、同表県民生活局長の項中「県民生活及び」を「県民生活、消費生活

及び」に改め、同項の次に次のように加える。

女性青少年局長	企画県民部	男女共同参画及び家庭並びに青少年育成に関する事務を担当する。
---------	-------	--------------------------------

第378条の表政策調整局長の項中「、エネルギー対策」を「並びにエネルギー対策」に改め、「並びに文書」を削り、同表広域防災参事の項中「防災企画局」を「企画県民部」に改め、同表部参事（人権担当）の項中「社会福祉局」を「健康福祉部」に改め、同項の次に次のように加える。

部参事（国民健康保険制度移行担当）	健康福祉部	国民健康保険制度の改正に係る総合調整に関する事務を担当する。
部参事（医療確保担当）	健康福祉部	医療提供体制及び医師の確保に係る総合調整に関する事務を担当する。

第378条の表部参事（医療担当）の項中「健康局」を「健康福祉部」に改め、同表住宅参事の項を次のように改める。

部参事（森林大学校開設担当）	農政環境部	県立森林大学校の開設に関する事務を担当する。
----------------	-------	------------------------

第378条の表県土安全参事の項中「県土企画局」を「県土整備部」に改め、同項の次に次のように加える。

住宅参事	県土整備部	公営住宅に関する特殊の事務を担当する。
------	-------	---------------------

第378条の表企画調整参事の項の次に次のように加える。

参事（調整担当）	秘書課	秘書に関する特に命じられた事項に係る企画及び総合調整に関する事務を処理する。
----------	-----	--

第378条の表財産管理参事の項を次のように改める。

生涯学習参事	県民生活課	生涯学習に関する施策の総合的推進に関する事務を処理する。
--------	-------	------------------------------

第378条の表法人指導参事の項の次に次のように加える。

参事（保健大臣会合担当）	医務課	G 7 神戸保健大臣会合に関する関係機関との連携調整に関する事務を処理する。
水道企画参事	生活衛生課	県内の水道事業のあり方の検討及び当該検討に係る関係機関との調整に関する事務を処理する。
農林調整参事	農政企画局総務課	耕作放棄地対策、担い手育成等の企画立案及び総合調整に関する事務を処理する。

第378条の表主任青少年指導専門員又は青少年指導専門員の項及び主任児童指導専門員又は児童指導専門員の項中「社会福祉課」を「企画県民部企画財政局総務課」に改める。

第384条の表中「未来島参事」を「未来島・渦潮参事」に、「主任森林林業専門員又は森林林業専門員」を「主任森林専門員又は森林専門員」に、「林業に関する普及指導の事務及び林業に関する専門的事項についての調査研究に関する事務」を「森林の整備に関する事務その他の担当事務」に、

水産業専門技術員	但馬水産事務所	水産業に関する普及指導を行う職員の資質の向上及び水産業に関する専門的事項についての調査研究に関する事務を処理する
----------	---------	--

		とともに、水産業に関する普及指導の事務を処理する。
--	--	---------------------------

を

主任農地整備専門員又は農地整備専門員	農林振興事務所又は農林水産振興事務所	土地改良事業の計画及び実施に関する事務を処理する。
--------------------	--------------------	---------------------------

に改める。

第387条第1項の表中

県立淡路景観園芸学校学長	県立淡路景観園芸学校	景観園芸に関する教育及び研究の総合的推進に関する事務その他知事が特に命じた事務をつかさどる。
--------------	------------	--

を

県立淡路景観園芸学校学長	県立淡路景観園芸学校	景観園芸に関する教育及び研究の総合的推進に関する事務その他知事が特に命じた事務をつかさどる。
こども総括監	中央こども家庭センター	児童虐待の総合調整及び児童相談所間の連携の推進に関する事務を担当する。

に、

県立身体障害者更生相談所	身体障害者の福祉に関する事務その他の担当事務を処理する。
--------------	------------------------------

を

県立身体障害者更生相談所又は県立知的障害者更生相談所	身体障害者又は知的障害者の福祉に関する事務その他の担当事務を処理する。
----------------------------	-------------------------------------

に、

児童福祉専門員	児童相談所	児童福祉に関する事務を処理する。
---------	-------	------------------

を

児童福祉専門員	児童相談所	児童福祉に関する事務を処理する。
企画指導専門員	中央こども家庭センター	児童福祉に関する情報提供、連絡調整及び企画に関する事務を処理する。

に、

県立農林水産技術総合センター

を

県立農林水産技術総合センターの部

に改める。

附則第 2 条第 1 項の表文書課公益法人室の項を削り、同表光都土木事務所河川復興室の項を次のように改める。

丹波土木事務所復興事業室	平成29年 3 月31日
--------------	--------------

附則第 2 条第 2 項の表理事（地域創生担当）の項中「理事（地域創生担当）」を「理事（地域創生・女性担当）」に改め、同表福祉監の項中「平成28年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改め、同表広域防災参事の項中「防災企画局」を「企画県民部」に、「平成28年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改め、同表部参事（人権担当）の項中「社会福祉局」を「健康福祉部」に改め、同表県土安全参事の項中「県土企画局」を「県土整備部」に改め、同表個人住民税特別対策官の項中「平成28年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同表防災計画参事の項の次に次のように加える。

水道企画参事	生活衛生課	平成31年 3 月31日
--------	-------	--------------

附則第 3 条第 1 項中「秘書課、広報課、芸術文化課、男女家庭課、消費生活課、」を削り、「県民生活課」の右に「、消費生活課」を、「地域安全課」の右に「、男女家庭課、青少年課」を加え、「秘書課等」を「ビジョン課等」に改める。

（地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第 1 項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「生活習慣病センター長」の右に「、リウマチ膠原病センター長」を、「検査技師長」の右に「、リハビリテーション技師長」を加える。

- (1) 地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）第 2 条第 3 号
- (2) 地方公営企業法第15条第 1 項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年兵庫県規則第20号）第 2 条第 3 号

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定（「生活習慣病センター長」の右に「リウマチ膠原病センター長」を加える部分に限る。）は、兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第32号）附則第 2 号に規定する管理規程で定める日から施行する。

（文書管理規則の一部改正）

2 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「企画県民部文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第 3 号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第 1 条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「知事公室長、」を削り、「女性生活局長」を「知事室長」に改め、「県民生活局長」の右に「、女性青少年局長」を加え、同条第 3 号中「、副防災監」を削る。

第 5 条第 2 項第 7 号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

第 5 条の 2 第 2 項を削る。

第 7 条第 2 項第 1 号中「(女性生活局長)」を「(知事室長)」に改め、「県民生活局長」の右に「、女性青少年局長」を加え、「女性生活局長等」を「知事室長等」に改め、同項第 4 号及び第 5 号中「女性生活局長等」を「知事室長等」に改め、同条第 3 項第 1 号中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

第 9 条第 3 項第 5 号中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

第12条の 2 及び第17条第 1 項中「副防災監」を「防災企画局長又は災害対策局長が、それぞれその担任する事務に関し、」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「知事公室長、」を削る。

附則第 4 項を削る。

別表第 1 企画県民部の部男女家庭課の項及び消費生活課の項を削り、同部県民生活課の項の次に次のように加える。

<p>消費生活課</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的生活の推進（以下「消費生活の推進等」という。）に関する総合的な施策を決定すること。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第53条の 5 の規定に基づき、組合に共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。 2 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 3 生協法第62条第 2 項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。 4 生協法第63条第 3 項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。 5 生協法第69条第 1 項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。 6 生協法第94条の 2 第 1 項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。 7 生協法第94条の 2 第 2 項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ、又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、そ
--------------	---	--	---

の他必要なことを命ずること。

- 8 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。
- 9 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。
- 10 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。
- 11 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。
- 12 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。
- 13 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第84条第2項の規定に基づき、組織変更を認可すること。
- 14 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項の規定に基づき、消費生活センターの名称、住所等を公示すること。
- 15 消費生活の推進等に関する計画を決定すること。
- 16 物価問題の企画及び調整をすること。
- 17 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。
- 18 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。
- 19 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。
- 20 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。
- 21 消費生活条例第28条第4号の規定に基づき、調査を正当な理

			由なく拒んだ旨を公表すること。
--	--	--	-----------------

別表第 1 企画県民部の部地域安全課の項の次に次のように加える。

男女家庭課	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。		
青少年課			<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の設置を認可すること。 2 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、児童厚生施設の廃止又は休止を承認すること。 3 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の事業の停止を命ずること。 4 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童厚生施設の設置の認可を取り消すこと。 5 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設(同法第40条に規定する業務を目的とする施設に限る。6において同じ。)の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。 6 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

別表第 1 企画県民部の部情報企画課の項局長専決事項の欄を次のように改める。

放送法(昭和25年法律第132号)第174条の規定に基づき、小規模施設特定有線一般放送事業者の放送の業務の停止を命ずること。
--

別表第 1 企画県民部の部文書課の項を削り、同部市町振興課の項局長専決事項の欄37から41までを削り、同欄42中「住民基本台帳法第30条の43第4項」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の38第4項」に改め、同欄42を同欄37とし、同欄43中「第30条の43第5項」を「第30条の38第5項」に改め、同欄43を同欄38とし、同欄44中「第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同欄44を同欄39とし、同欄45から49までを同欄40から44までとし、同部人事課の項知事決裁事項の欄13中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同項部長専決事項の欄2中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同欄4中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同部管財課の項の次に次のように加える。

<p>文書課</p>	<p>1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第4条の規定に基づき、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人を認定すること。</p> <p>2 公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、公益法人の認定を取り消すこと。</p>		<p>1 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊の公印を置くことを承認すること。</p> <p>2 県が当事者である訴訟事件について、訴訟代理人を弁護士に委嘱すること。</p> <p>3 公益法人認定法第11条第1項の規定に基づき、公益法人の主たる事務所の所在場所等の変更を認定すること。</p> <p>4 公益法人認定法第25条第1項の規定に基づき、公益法人の合併による地位の承継を認可すること。</p> <p>5 公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な措置を勧告すること。</p> <p>6 公益法人認定法第28条第3項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な措置を命ずること。</p> <p>7 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第125条第1項又は第129条第2項若しくは第131条第1項の規定に基づき、移行法人の公益目的支出計画の変更を認可し、又は移行法人に対し、必要な措置を命じ、若しくは認可申請法人の認可を取り消すこと。</p> <p>8 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定に基づき、公益信託を許可すること。</p> <p>9 公益信託ニ関スル法律第6条の規定に基づき、公益信託の併合又は分割を許可すること。</p> <p>10 公益信託ニ関スル法律第7条の規定に基づき、受託者の辞任を許可すること。</p> <p>11 公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づき、受託者を解任すること。</p> <p>12 信託法の施行に伴う関係法律</p>
------------	--	--	--

			<p>の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託整備法」という。）第2条の規定に基づき、受託者の辞任若しくは信託財産の取得を許可し、又は受託者を解任すること。</p> <p>13 信託整備法第6条第1項の規定に基づき、信託の変更を命ずること。</p> <p>14 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第14条第1項の規定に基づき、宗教法人の規則を認証すること。</p> <p>15 宗教法人法第81条第1項の規定に基づき、裁判所に宗教法人の解散の命令を請求すること。</p>
--	--	--	--

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄10中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同部こども政策課の項局長専決事項の欄中9を削り、8を9とし、1から7までを2から8までとし、2の前に次のように加える。

1 児童福祉法第18条の6第1号の規定に基づき、保育士を養成する学校その他の施設を指定すること。

別表第1健康福祉部の部こども政策課の項局長専決事項の欄11を削り、同欄10中「就学前保育等推進法」を「認定こども園法」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄11の前に次のように加える。

10 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第5条第6項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。

別表第1健康福祉部の部こども政策課の項局長専決事項の欄12中「就学前保育等推進法第10条第1項」を「認定こども園法第7条第1項」に改め、同欄13中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。15から17までにおいて「改正法」という。）附則第9条」を「認定こども園法第17条第1項」に改め、同欄14中「改正法附則第9条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は」を「認定こども園法第21条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を」に改め、同欄15中「改正法附則第9条」を「認定こども園法第22条第1項」に改め、同欄16を削り、同欄17を同欄16とし、同欄18を同欄17とし、同部青少年課の項を削り、同部医務課の項局長専決事項の欄中69を73とし、18から68までを22から72までとし、22の前に次のように加える。

20 農協法第89条第2項の規定に基づき、組織変更を認可すること。

21 農協法第90条第1項の規定に基づき、組織変更後医療法人が社会医療法人に係る要件に該当する法人である旨を認定すること。

別表第1健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄中17を19とし、14から16までを16から18までとし、16の前に次のように加える。

15 医療法第60条の3第4項（同法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法人の吸収分割又は新設分割を認可すること。

別表第1健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄13中「第57条第4項」を「第58条の2第4項（同法第59条の2において準用する場合を含む。）」に、「合併」を「吸収合併又は新設合併」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄10の次に次のように加える。

11 医療法第42条の3第1項の規定に基づき、実施計画が適当である旨を認定すること。

別表第1健康福祉部の部疾病対策課の項局長専決事項の欄中33を35とし、8から32までを10から34までとし、7の次に次のように加える。

8 感染症予防法第44条の7第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者又はそれらの保護者に対し、検体を提出し、又は検体の採取に応じるべきことを勧告すること。

9 感染症予防法第44条の7第3項の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。

別表第1健康福祉部の部健康増進課の項局長専決事項の欄中7を9とし、1から6までを3から8までとし、3の前に次のように加える。

1 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条第1項の規定に基づき、同法第31条第1項の規定に違反して表示をした者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

2 健康増進法第32条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1農政環境部の部総合農政課の項局長専決事項の欄11を削り、同欄10を同欄11とし、同欄9中「第26条において準用する第20条第1項」を「第35条」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8中「第26条において準用する第19条」を「第34条」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「第24条」を「第32条」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6を同欄7とし、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 農業生産団地育成基本方針を定めること。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

3 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構の指定をすること。

4 農業委員会法第50条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構の指定を取り消すこと。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄21を削り、同欄22中「兵庫県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同欄22を同欄21とし、同欄23から25までを削り、同欄26中「2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の」を「4ヘクタールを超える」に改め、同欄26を同欄22とし、同欄27を削り、同欄28中「農地の」を「農地等の」に、「2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の」を「4ヘクタールを超える」に改め、同欄28を同欄23とし、同欄29を同欄24とし、同欄24の次に次のように加える。

25 農地法第18条第3項の規定に基づき、農地等の賃貸借の解約等の許可について都道府県機構の意見を聴くこと。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄30を同欄26とし、同欄31中「兵庫県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同欄31を同欄27とし、同欄32を同欄28とし、同欄33中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄33を同欄29とし、同欄34を同欄30とし、同欄35を削り、同欄36を同欄31とし、同欄37を同欄32とし、同欄32の次に次のように加える。

33 農業委員会法第44条第1項の規定に基づき、業務規程の認可をすること。

34 農業委員会法第44条第2項の規定に基づき、業務規程を変更すべきことを命ずること。

35 農業委員会法第45条第1項の規定に基づき、事業計画書及び収支予算書の認可をすること。

36 農業委員会法第46条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク業務の休止又は廃止の許可をすること。

37 農業委員会法第49条の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構に対し、監督上必要な命令をすること。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄38から40までを削り、同欄41を同欄38とし、同欄42を同欄39とし、同欄43を同欄40とし、同部農林経済課の項局長専決事項の欄1中「農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）」を「農協法」に改め、同欄3を削り、同欄4を同欄3とし、同欄5を同欄4とし、同欄6中「又は県中央会」を削り、同欄6を同欄5とし、同欄7中「又は県中央会」を削り、同欄7を同欄6とし、同欄8を同欄7とし、同欄9を同欄8とし、同欄10を削り、同欄11を同欄9とし、同欄9の次に次のように加える。

10 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農協法（11から13までにおいて「旧農協法」という。）第73条の22第2項の規定に基づき、存続中央会の建議を受けること。

11 旧農協法第95条第1項の規定に基づき、存続中央会に対し、その業務又は会計について必要な措置を命ずること。

別表第1農政環境部の部農林経済課の項局長専決事項の欄中25を27とし、12から24までを14から26までとし、11の次に次のように加える。

12 旧農協法第95条第2項の規定に基づき、存続中央会に対し、その業務の停止又は役員の変更を命ずること。

13 旧農協法第95条の4の規定に基づき、存続都道府県中央会に意見を聴くこと。

別表第 1 農政環境部の部自然環境課の項局長専決事項の欄45から67までを削り、同項の次に次のように加える。

<p>鳥獣対策課</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、鳥獣保護管理事業計画を定めること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、第1種特定鳥獣保護計画を定めること。 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき、第2種特定鳥獣管理計画を定めること。 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限すること。 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすること。 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定に基づき、第2種特定鳥獣の捕獲等をすることができる区域を指定すること。 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づき、第2種特定鳥獣の捕獲等をする期間を延長すること。 8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定に基づき、第2種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部を解除すること。 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めること。
--------------	--	---

- 10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、指定猟法禁止区域を指定すること。
- 11 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区を指定すること。
- 12 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定に基づき、知事が指定する鳥獣保護区において、保全事業を行うこと。
- 13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定に基づき、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部について環境大臣に協議すること。
- 14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第4項の規定に基づき、県指定鳥獣保護区における保全事業について協議に応じ、同意をすること。
- 15 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定に基づき、環境大臣に協議すること。
- 16 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区を指定すること。
- 17 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為を定めること。
- 18 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項第4号の規定に基づき、区域を指定すること。
- 19 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定に基づき、休猟区を指定すること。
- 20 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。

			<p>21 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第59条の規定に基づき、狩猟者登録を制限すること。</p> <p>22 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定に基づき、猟区の認可をすること。</p> <p>23 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第79条第2項の規定に基づき、市町に対し必要な指示を行うこと。</p> <p>24 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第2条の規定に基づき、期間を指定すること。</p> <p>25 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、被害防止計画に係る協議に応じ、又は同意すること。</p>
--	--	--	--

別表第1 農政環境部の部豊かな森づくり課の項局長専決事項の欄8を削り、同表県土整備部の部下水道課の項局長専決事項の欄1中「第25条の3第2項」を「第25条の11第2項」に改め、同部都市計画課の項局長専決事項の欄35中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同欄35を同欄36とし、同欄34の次に次のように加える。

35 大規模集客施設条例第10条第2項の規定に基づき、設置者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

（地方機関処務規程の一部改正）

第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同条第8号エ中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条の2第1項中「企画県民部文書課」を「企画県民部管理局文書課」に改める。

第25条第2項中「企画県民部文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄9の次に次のように加える。

9の2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）第17条の規定に基づき、第1種特定製品の管理者に対し、第1種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。

9の3 フロン排出抑制法第18条第1項の規定に基づき、第1種特定製品の管理者に対し、管理第1種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

9の4 フロン排出抑制法第18条第2項の規定に基づき、第1種特定製品の管理者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

9の5 フロン排出抑制法第18条第3項の規定に基づき、同条第2項の規定により公表された第1種特定製品の管理者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、その勧告に係る措置をとるべき

ことを命ずること。

別表第 1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄10中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）第15条第 1 項」を「フロン排出抑制法第33条第 1 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄10の次に次のように加える。

10の 2 フロン排出抑制法第45条第 4 項の規定に基づき、第 1 種特定製品廃棄等実施者から引取証明書に係る報告を受理すること。

別表第 1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄11中「フロン回収破壊法第22条第 3 項」を「フロン排出抑制法第47条第 3 項」に、「第 1 種フロン類回収業者の回収量等」を「第 1 種フロン類充填回収業者の充填量等」に改め、同欄12中「フロン回収破壊法第23条」を「フロン排出抑制法第48条」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、「フロン類の」の右に「充填若しくは」を加え、同欄12の次に次のように加える。

12の 2 フロン排出抑制法第49条第 1 項の規定に基づき、第 1 種特定製品整備者又は第 1 種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

12の 3 フロン排出抑制法第49条第 2 項の規定に基づき、第 1 種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

別表第 1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄13中「フロン回収破壊法第24条第 1 項」を「フロン排出抑制法第49条第 3 項」に改め、同欄14中「フロン回収破壊法第24条第 2 項」を「フロン排出抑制法第49条第 4 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄15中「フロン回収破壊法第24条第 3 項」を「フロン排出抑制法第49条第 5 項」に、「第 1 種フロン類回収業者等」を「第 1 種フロン類充填回収業者等」に改め、「フロン類の」の右に「充填、」を加え、同欄16中「フロン回収破壊法第24条第 4 項」を「フロン排出抑制法第49条第 6 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、「フロン類の」の右に「充填若しくは」を加え、同欄17中「フロン回収破壊法第24条第 5 項」を「フロン排出抑制法第49条第 7 項」に、「第 4 項」を「第 6 項」に改め、同欄18中「フロン回収破壊法第43条」を「フロン排出抑制法第91条」に、「第 1 種特定製品整備者、第 1 種特定製品廃棄等実施者、第 1 種フロン類引渡受託者又は第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種特定製品の管理者等」に改め、同欄19中「フロン回収破壊法第44条第 1 項」を「フロン排出抑制法第92条第 1 項」に、「第 1 種特定製品整備者、第 1 種特定製品廃棄等実施者、第 1 種フロン類引渡受託者又は第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種特定製品の管理者等」に、「させること」を「させ、又は必要な試料を収去させること」に改め、同項県民局長専決事項の欄 4 中「フロン回収破壊法第10条第 1 項」を「フロン排出抑制法第28条第 1 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄 5 中「フロン回収破壊法第11条第 1 項」を「フロン排出抑制法第29条第 1 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄 6 中「フロン回収破壊法第12条第 2 項において準用するフロン回収破壊法第10条第 1 項」を「フロン排出抑制法第30条第 2 項において準用するフロン排出抑制法第28条第 1 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄 7 中「フロン回収破壊法第12条第 2 項において準用するフロン回収破壊法第11条第 1 項」を「フロン排出抑制法第30条第 2 項において準用するフロン排出抑制法第29条第 1 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄 8 中「フロン回収破壊法第13条第 2 項において準用するフロン回収破壊法第10条第 1 項」を「フロン排出抑制法第31条第 2 項において準用するフロン排出抑制法第28条第 1 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄 9 中「フロン回収破壊法第13条第 2 項において準用するフロン回収破壊法第11条第 1 項」を「フロン排出抑制法第31条第 2 項において準用するフロン排出抑制法第29条第 1 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄10中「フロン回収破壊法第16条」を「フロン排出抑制法第34条」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同欄11中「フロン回収破壊法第17条第 1 項及び同条第 2 項において準用するフロン回収破壊法第11条第 2 項」を「フロン排出抑制法第35条第 1 項及び第 2 項において準用するフロン排出抑制法第29条第 2 項」に、「第 1 種フロン類回収業者」を「第 1 種フロン類充填回収業者」に改め、同部阪神北県民局長の項県民局長委任事項の欄56中「第17条の12第 1 項及び」を「第17条の13第 1 項、」に改め、「第18条の13第 1 項」の右に「及び第18条の31第 1 項」を加え、同欄57中「第17条の12第 2 項及び」を「第17条の13第 2 項、」に改め、「第18条の13第 2 項」の右に「及び第18条の31第 2 項」を加え、同欄58中「第17条の12第 2 項及び」を「第17条の13第 2 項、」に改め、「第18条の13第 2 項」の右に「及び第

18条の31第2項」を加え、「ばい煙発生施設」を「ばい煙発生施設等」に改め、同欄78の次に次のように加える。

78の2 大気汚染防止法第18条の23第1項及び第18条の24第1項の規定に基づき、水銀排出施設の設置等の届出を受理すること。

78の3 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

78の4 大気汚染防止法第18条の26の規定に基づき、水銀排出施設に係る届出者に対し、計画の変更又は廃止を命ずること。

78の5 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定に基づき、水銀排出者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

78の6 大気汚染防止法第18条の29第2項の規定に基づき、水銀排出者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷^{きょう}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄100及び101を次のように改める。

100 医療法第46条の4第6項の規定に基づき、医療法人（主たる事務所が保健所を設置する市の区域に所在するもの、病院又は介護老人保健施設を開設するもの及び他の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものを除く。101から107まで、111及び112において同じ。）に係る特別代理人を選任すること。

101 医療法第46条の5第1項の規定に基づき、医療法人の役員数の特例の認可（設立認可に併せて行うものを除く。102及び102の2において同じ。）をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷^{きょう}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄101の2を削り、同欄102中「第47条第1項」を「第46条の5第6項」に改め、同欄102の次に次のように加える。

102の2 医療法第46条の6第1項の規定に基づき、医療法人の理事長の選出の特例の認可をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷^{きょう}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄103中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改め、同欄104中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改め、同欄210の6の3を同欄210の6の4とし、同欄210の6の2を同欄210の6の3とし、同欄210の6の次に次のように加える。

210の6の2 感染症予防法第15条第3項の規定に基づき、当該職員に検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は保護者に対し、検体を提出し、当該職員による検体の採取に応じさせるべきことを求めさせること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷^{きょう}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の6の4の次に次のように加える。

210の6の5 感染症予防法第16条の3第1項の規定に基づき、検体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し検体を提出し、若しくは当該職員による検体の採取に応じさせるべきことを勧告すること。

210の6の6 感染症予防法第16条の3第3項の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。

210の6の7 感染症予防法第16条の3第5項の規定に基づき、勧告をし、又は措置を実施する理由その他の事項を書面により通知すること。

210の6の8 感染症予防法第16条の3第6項の規定に基づき、勧告をし、又は措置を実施した理由その他の事項を記載した書面を交付すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷^{きょう}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の9及び210の10を次のように改める。

210の9及び210の10 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷^{きょう}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の16の次に次のように加える。

210の16の2 感染症予防法第20条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第2項の規定により入院した患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって適当と認めるものに入院させること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷^{きょう}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の23を次のように改める。

210の23 感染症予防法第23条において準用する同法第16条の3第5項又は第6項の規定に基づき、健康診断

の勧告、健康診断の措置、入院の勧告、入院の措置、又は入院の期間の延長をする理由その他の事項を書面により通知し、又は当該書面を交付すること。

別表第 1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄 201 の 23 の 4 を次のように改める。

210 の 23 の 4 感染症予防法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、苦情の処理の結果を通知すること。

別表第 1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄 210 の 23 の 4 の次に次のように加える。

210 の 23 の 5 感染症予防法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき、感染症の患者、病原体保有者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の検体又は病原体を提出すべきことを命ずること。

210 の 23 の 6 感染症予防法第 26 条の 3 第 3 項の規定に基づき、当該職員に感染症の患者、病原体保有者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の検体又は病原体を収去させること。

210 の 23 の 7 感染症予防法第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき、感染症を人に感染させるおそれのある動物若しくはその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずること。

210 の 23 の 8 感染症予防法第 26 条の 4 第 3 項の規定に基づき、当該職員に、感染症を人に感染させるおそれのある動物又はその死体から検体を採取させること。

別表第 1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長専決事項の欄 1 を次のように改める。

1 健康増進法第 27 条第 1 項（同法第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該職員に特別用途食品又は食品として販売に供するものであって健康保持増進効果等について表示がされたものの製造施設等に立ち入らせ、これらの食品を検査させ、又はこれらの食品を収去させること。

別表第 1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄 112 の次に次のように加える。

112 の 2 児童福祉法第 56 条の 8 第 3 項の規定に基づき、公私連携型保育所の設置の届出を受理すること。

112 の 3 児童福祉法第 56 条の 8 第 9 項の規定に基づき、市町長からの通知を受理すること。

別表第 1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄 119 の次に次のように加える。

119 の 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。

以下「認定こども園法」という。）第 16 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の届出を受理すること。

119 の 3 認定こども園法第 19 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対し、必要な事項の報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

119 の 4 認定こども園法第 20 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。

119 の 5 認定こども園法第 29 条第 1 項の規定に基づき、認定こども園の設置者の氏名等の変更の届出を受理すること。

119 の 6 認定こども園法第 33 条の規定により適用される児童福祉法第 56 条の 8 第 3 項の規定に基づき、公私連携保育所型認定こども園の設置の届出を受理すること。

119 の 7 認定こども園法第 33 条の規定により適用される児童福祉法第 56 条の 8 第 9 項の規定に基づき、市町長からの通知を受理すること。

119 の 8 認定こども園法第 34 条第 3 項の規定に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を受理すること。

119 の 9 認定こども園法第 34 条第 9 項の規定に基づき、市町長からの通知を受理すること。

別表第 1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄 7 の次に次のように加える。

7 の 2 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 25 第 1 項において準用する保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 304 条の規定に基づき、共済代理店の事業報告書を受領すること。

7 の 3 農業協同組合法第 11 条の 25 第 1 項において準用する保険業法第 305 条の規定に基づき、共済代理店に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は職員に立入検査をさせること。

7 の 4 農業協同組合法第11条の25第1項において準用する保険業法第306条の規定に基づき、共済代理店に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

7 の 5 農業協同組合法第11条の25第1項において準用する保険業法第307条第1項の規定に基づき、共済契約の締結の代理又は媒介の停止を命ずること。

7 の 6 農業協同組合法第11条の40第2項の規定に基づき、共済計理人の意見書の写しを受理すること。

7 の 7 農業協同組合法第11条の40第3項の規定に基づき、共済計理人に対し、説明又は意見を求めること。

7 の 8 農業協同組合法第11条の41の規定に基づき、当該組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄8中「(昭和22年法律第132号)」を削り、「第64条第4項」の右に「又は第5項」を加え、同欄8の2中「第64条第7項」を「第64条第8項」に改め、同欄8の2の次に次のように加える。

8 の 3 農業協同組合法第64条の2第1項(同法第73条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、休眠組合等が事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、当該届出を受理すること。

8 の 4 農業協同組合法第64条の2第2項(同法第73条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、休眠組合等に対し、同法第64条の2第1項の規定による公告をした旨の通知をすること。

8 の 5 農業協同組合法第64条の3第3項(同法第73条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、組合が継続した旨の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄9中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同欄10中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同欄11中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同欄12中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同欄12の2中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同欄13を削り、同欄12の3中「第73条の12」を「第73条の10(同法第80条において準用する場合を含む。)」に改め、「出資農事組合法人の」を削り、同欄12の3を同欄13とし、同欄14中「、組合」の右に「若しくは農事組合法人」を加え、同欄15の次に次のように加える。

15 の 2 農業協同組合法第95条第1項の規定に基づき、農事組合法人に対して必要な措置を命ずること。

15 の 3 農業協同組合法第95条第2項の規定に基づき、農事組合法人の業務の停止又は役員の変更を命ずること。

15 の 4 農業協同組合法第95条の2の規定に基づき、農事組合法人の解散を命ずること。

15 の 5 農業協同組合法第95条の3第1項の規定に基づき、農事組合法人に対する解散命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載すること。

15 の 6 農業協同組合法第97条第1号の規定に基づき、共済代理店の設置又は廃止の届出を受理すること。

15 の 7 農業協同組合法第97条第2号の規定に基づき、共済計理人の選任又は退任の届出を受理すること。

15 の 8 農業協同組合法第97条第12号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第231条第1項第18号及び第21号に掲げる場合の届出を受理すること。

15 の 9 組合等登記令(昭和39年政令第29号)第26条第2項の規定に基づき、農業協同組合等の解散の登記を嘱託すること。

15 の 10 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第7条第2項の規定に基づき、信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出を受理すること。

15 の 11 農業協同組合等に関する手続を定める規則(昭和47年兵庫県規則第91号)第8条第1項の規定に基づき、理事の行為の差止め、役員の変更の請求その他の請求の報告を受理すること。

15 の 12 農業協同組合等に関する手続を定める規則第8条第2項の規定に基づき、同条第1項の請求に対して講じた措置の報告を受理すること。

15 の 13 農業協同組合等に関する手続を定める規則第8条の2(同規則第23条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき、訴えの提起の報告を受理すること。

15 の 14 農業協同組合等に関する手続を定める規則第16条の規定に基づき、試算表の届出を受理すること。

15 の 15 農業協同組合等に関する手続を定める規則第17条の規定に基づき、届出を受理すること。

15 の 16 農業協同組合等に関する手続を定める規則第18条の規定に基づき、報告を受理すること。

15 の 17 農業協同組合等に関する手続を定める規則第20条の規定に基づき、宅地等供給事業に係る開発計画の届出を受理すること。

15 の 18 農業協同組合等に関する手続を定める規則第24条の規定に基づき、届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄9中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同欄10中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同欄11中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同欄12中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同欄12の2中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同欄13を削り、同欄12の3中「第73条の12」を「第73条の10(同法第80条において準用する場合を含む。)」に改め、「出資農事組合法人の」を削り、同欄12の3を同欄13とし、同欄14中「、組合」の右に「若しくは農事組合法人」を加え、同欄15の次に次のように加える。

長委任事項の欄20から27までを次のように改める。

20から27まで 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄27の2から27の11までを削り、同項県民局長専決事項の欄2から5までの規定中「(2ヘクタール以下のものに限る。)」を削り、同欄7及び8中「2ヘクタール」を「4ヘクタール」に改め、同欄15中「第6条第6項」を「第6条第5項」に改め、同欄22中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改め、同欄23中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改め、同欄24中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄24の次に次のように加える。

24の2 農業協同組合法第11条の42第4項の規定に基づき、信託規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄25中「第11条の26」を「第11条の45」に改め、同欄26中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄26の次に次のように加える。

26の2 農業協同組合法第11条の48第4項の規定に基づき、宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄27中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改め、「若しくは廃止」を削り、同欄27の次に次のように加える。

27の2 農業協同組合法第11条の51第4項の規定に基づき、農業経営規程の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄中32及び33を削り、31の3を33とし、31の2を32とし、31の次に次のように加える。

31の2 農業協同組合法第70条の3第3項の規定に基づき、出資組合の新設分割を認可すること。

31の3 農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イ又は第2項第3号イの規定に基づき、理事又は経営管理委員の定数を承認すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長専決事項の欄に次のように加える。

67 大規模集客施設条例第9条の2第1項の規定に基づき、大規模集客施設の用途の廃止の届出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部西宮土木事務所、加古川土木事務所、加東土木事務所及び姫路土木事務所の項県民局長委任事項の欄1中「第25条の6」を「第25条の14」に改め、同欄2中「第25条の7第1項」を「第25条の15第1項」に改め、同欄3中「第25条の8第1項」を「第25条の16第1項」に改め、同欄4中「第25条の9」を「第25条の17」に、「流域関連公共下水道等の接続」を「流域関連公共下水道の接続等」に改め、同欄5から10までの規定中「第25条の10」を「第25条の18」に改める。

別表第2 精神保健福祉センター所長の項専決事項の欄2を同欄15とし、同欄1の次に次のように加える。

2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同条第2項の政令で定める精神障害の状態にないと認めたとときに、理由を付して、その旨を申請者に通知すること。

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の規定に基づき、同条第2項の精神障害の状態にあることについて認定をすること。

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第1項の規定に基づき、返還された精神障害者保健福祉手帳を受理すること。

5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第3項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずること。

6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第4項の規定に基づき、指定医をして診察させること。

7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第7条第1項又は第6項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳交付台帳を整備すること。

8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項又は第4項の規定に基づき、氏名又は居住地の変更に係る届出を受理すること。

9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第5項の規定に基づき、旧居住地の都道府県知

事に通知するとともに、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 8 条第 2 項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を返還し、又は交付すること。
- 11 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 9 条第 2 項又は第 10 条第 1 項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付すること。
- 12 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 10 条第 2 項又は第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、返還された精神障害者保健福祉手帳を受領すること。
- 13 障害者総合支援法第 54 条第 1 項の規定に基づき、自立支援医療の支給認定を行うこと。
- 14 障害者総合支援法第 54 条第 2 項の規定に基づき、自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関を定めること。

別表第 2 精神保健福祉センター所長の項専決事項の欄 15 の次に次のように加える。

- 16 障害者総合支援法第 56 条第 2 項の規定に基づき、自立支援医療の支給認定の変更の認定を行うこと。
- 17 障害者総合支援法第 56 条第 4 項の規定に基づき、医療受給者証に自立支援医療の支給認定の変更の認定に係る事項を記載し、これを返還すること。
- 18 障害者総合支援法第 57 条第 1 項の規定に基づき、自立支援医療の支給認定を取り消すこと。
- 19 障害者総合支援法第 57 条第 2 項の規定に基づき、取消しに係る支給認定障害者等に対し、医療受給者証の返還を求めること。

第 3 条 地方機関処務規程の一部を次のように改正する。

別表第 1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄 7 の 3 中「第 305 条」を「第 305 条第 1 項」に改める。

(労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第 4 条 労働委員会事務局処務規程（昭和 38 年兵庫県訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号オ中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条の規定 平成 28 年 5 月 29 日
- (2) 第 1 条中決裁規程別表第 1 健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄の改正規定（同欄 22 の前に次のように加える部分を除く。）並びに第 2 条中地方機関処務規程別表第 1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄 100 及び 101 の改正規定、同欄 101 の 2 を削る改正規定、同欄 102 の改正規定、同欄 102 の次に次のように加える改正規定並びに同欄 103 及び 104 の改正規定 平成 28 年 9 月 1 日
- (3) 第 1 条中決裁規程別表第 1 県土整備部の部都市計画課の項局長専決事項の欄の改正規定及び第 2 条中別表第 1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長専決事項の欄の改正規定 平成 28 年 10 月 1 日
- (4) 第 2 条中地方機関処務規程別表第 1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄 56 の改正規定（「第 18 条の 13 第 1 項」の右に「及び第 18 条の 31 第 1 項」を加える部分に限る。）、同欄 57 の改正規定（「第 18 条の 13 第 2 項」の右に「及び第 18 条の 31 第 2 項」を加える部分に限る。）、同欄 58 の改正規定（「第 18 条の 13 第 2 項」の右に「及び第 18 条の 31 第 2 項」を加える部分に限る。）及び同欄 78 の次に次のように加える改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）の施行の日



兵庫県訓令第 4 号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第 1 条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、知事公室長」を削り、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「女性生活局長」を「計画監、知事室長」に改め、「県民生活局長」の右に「、女性青少年局長」を加え、「、男女家庭課長、消費生活課長」を削り、「県民生活課長」の右に「、消費生活課長」を、「地域安全課長」の右に「、男女家庭課長、青少年課長」を加え、「、文書課長」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第16条第 1 項中「第38条」を「第38条第 1 項」に、「営利企業等に従事しよう」を「営利企業に従事等しよう」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

様式第 4 号中「営利企業等従事許可」を「営利企業従事等許可」に改める。

(公印規程の一部改正)

第 2 条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「企画県民部文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

別表知事公室長印の款中「知事公室長印」を「知事室長印」に改める。

(官報報告規程の一部改正)

第 3 条 官報報告規程(昭和38年兵庫県訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「企画県民部文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

(法制審議会規程の一部改正)

第 4 条 法制審議会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「企画県民部政策調整局長及び」を削り、「企画県民部企画財政局長」の右に「及び企画県民部管理局長」を加える。

第 8 条第 2 項中「企画県民部文書課副課長」を「企画県民部管理局文書課副課長」に改める。

第 9 条中「企画県民部文書課」を「企画県民部管理局文書課」に改める。

別表企画県民部文書課長の項を削り、同表企画県民部管理局人事課長の項の次に次のように加える。

企画県民部管理局文書課長	企画県民部管理局文書課法務班長又は主幹(法令
	案の審査に関する事務を担当する者に限る。)

別表出納局会計課長の項中「出納局会計課総務・企画班長」を「出納局会計課総務・システム班長」に改める。

(本庁文書管理規程の一部改正)

第 5 条 本庁文書管理規程(昭和43年兵庫県訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第10条中「企画県民部文書課」を「企画県民部管理局文書課」に改める。

第11条中「企画県民部文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第 6 条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、企画県民部文書課長」を削り、「及び企画県民部管理局管財課長」を「、企画県民部管理局管財課長及び企画県民部管理局文書課長」に改める。

第 5 条第 1 項中「、企画県民部文書課長」を削り、「企画県民部管理局管財課長」の右に「、企画県民部管理局文書課長」を加える。

(情報管理規程の一部改正)

第 7 条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「女性生活局長」を「知事室長」に改め、「県民生活局長」の右に「、女性青少年局長」を加える。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第 8 条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中

「企画県民部芸術文化課長

企画県民部男女家庭課長

企画県民部消費生活課長」

を

「企画県民部芸術文化課長」
に、
「企画県民部県民生活課長
企画県民部地域安全課長
企画県民部地域安全課交通安全室長」
を
「企画県民部県民生活課長
企画県民部消費生活課長
企画県民部地域安全課長
企画県民部地域安全課交通安全室長
企画県民部男女家庭課長
企画県民部青少年課長」
に、
「健康福祉部こども局児童課長
健康福祉部こども局青少年課長」
を
「健康福祉部こども局児童課長」
に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中
「企画県民部男女家庭課長
企画県民部消費生活課長」
を
「企画県民部消費生活課長」
に、
「企画県民部地域安全課交通安全室長」
を
「企画県民部地域安全課交通安全室長
企画県民部男女家庭課長
企画県民部青少年課長」
に、
「健康福祉部こども局児童課長
健康福祉部こども局青少年課長」
を
「健康福祉部こども局児童課長」
に改め、同表交通安全対策会議の項中
「企画県民部地域安全課交通安全室長」
を
「企画県民部地域安全課交通安全室長
企画県民部青少年課長」
に、
「健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
健康福祉部こども局青少年課長」
を
「健康福祉部障害福祉局障害福祉課長」
に改め、同表青少年愛護審議会の項中
「企画県民部男女家庭課長
企画県民部県民生活課長
企画県民部県民生活課協働推進室長
企画県民部地域安全課長」
を
「企画県民部県民生活課長

企画県民部地域安全課長
企画県民部男女家庭課長
企画県民部青少年課長 」

に、

「健康福祉部こども局児童課長
健康福祉部こども局青少年課長」

を

「健康福祉部こども局児童課長」

に改め、同表環境審議会の項中

「農政環境部環境創造局自然環境課長」

を

「農政環境部環境創造局自然環境課長
農政環境部環境創造局鳥獣対策課長」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

告 示

兵庫県告示第407の3号

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成28年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第 1 条 平成 9 年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

本則の表狩猟免許試験の項中「自然環境課」を「鳥獣対策課」に改める。

第 2 条 平成16年兵庫県告示第476号の 5（本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民部の款中

「

	統計課	参事（政策統計担当）
管理局	管財課	財産管理参事

」

を

「

	秘書課	参事（調整担当）
	統計課	参事（政策統計担当）
	県民生活課	生涯学習参事

」

に改め、同部健康福祉部の款社会福祉局の項の次に次のように加える。

健康局	医務課	参事（保健大臣会合担当）
	生活衛生課	水道企画参事

別表本庁の課に置く参事の部農政環境部の款中

「

農林水産局	農業改良課	参事（環境創造型農業推進担当）
-------	-------	-----------------

を

「

農政企画局	総務課	農林調整参事
農林水産局	農業改良課	参事（環境創造型農業推進担当）

」

に改める。

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部淡路県民局の款中「未来島参事」を「未来島・渦潮参事」に改め、同表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の部兵庫陶芸美術館の項中「参事（10周年特別展担当）」を削り、同項の次に次のように加える。

職員健康管理センター	参事（歯科口腔保健担当）
------------	--------------

別表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の部中央こども家庭センターの項及び県立農林水産技術総合センターの項を削る。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。